

江府町条例第14号

江府町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正をここに公布する。

令和8月6月15日

江府町長 白石祐治

江府町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

江府町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和28年8月1日条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 徴税事務に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(2) 感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(3) 選挙事務に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(4) 医師の特殊勤務手当</p> <p>(5) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故等より重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査</p> <p>(2) 異常な自然現象により災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関との災害応急対策に係る連絡調整の作業</p> <p>(3) 前2号に掲げる作業に相当すると町長が認める作業</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業等の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 徴税事務に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(2) 感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(3) 選挙事務に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(4) 医師の特殊勤務手当</p> <p>(5) 新設</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 新設</p>

改正後	改正前
<p>(1) 前項第1号に規定する作業等 当該作業に従事した日1日につき 1,080円</p> <p>(2) 前項第2号及び第3号に規定する作業等 当該作業に従事した1日につき 710円</p> <p>3 前項の規定に関わらず、第1項の作業等が日没時から日出時までの間において行われた場合の災害応急手当等の額は、前項に定める額に、その額の100分の50に相当する額を加算した額とする。</p> <p>4 前2項の規定に関わらず、同一の日において第1項各号のうち2以上の号に掲げる作業等に従事した場合は、これらの作業等について前2項の規定によりそれぞれ計算した額のうち最も高い額の災害応急作業等手当を支給する。</p> <p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第7条 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。